

華中調查速報第二五〇號
昭和十六年四月

工商公報抄(邦譯)
民國三十年二月二十八日
第三十二號

興亞院東中連絡部

209

REEL No. A-0278

0495

アジア歴史資料センター

發送先

本院

華北連絡部次長

蒙疆、廈門各連絡部長官

青島出張所長

漢口、廣東、南京、各派遣員事務所長

在上海、南京、漢口、各日本總領事

杭州、九江、蘇州、蕪湖、各副領事

陸軍參謀次長

支那派遣軍總參謀長

登集團參謀長

特務機關本部長

上海、南京、蘇州、杭州、南通、蚌埠、安慶、無錫、特務機關長

在南京大使館

支那派遣軍總司令部報道部長

漢口陸軍特務部長

支那派遣軍總司令部

上海憲兵隊長

支那方面艦隊參謀長

海軍上海艦隊在武官長

上海駐在主任科首席武官

漢口海軍特務部長

支那方面艦隊報道部長

上海方面海軍根據地隊司令官

東亞研究所

上海 東京

海軍上海事務所

外務省大臣官房文書課

中華民國法制研究會

九〇

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

各

凡 例

- 一 本報の名稱を華中調査速報とす
- 一 調査速報には國民政府公報及各院、部公報並に江蘇、浙江、安徽、の各省公報及南京、上海兩市公報の邦譯を掲載す
- 一 調査速報の内容は法規に屬するものは原則として全部之を輯録する方針なるも特に速報する價值僅少なりと認めらるゝものは翻譯を省略又訓令以下は重要なるもののみを掲載す
- 一 調査速報は元來華中調査資料として編輯すべきものなるも速急に報告するを適當と認め「速報」とす
- 一 調査速報は華中連絡部政務局の翻譯、編輯に係る

獎勵工業技術條例

(中華民國二十九年十二月二十三日修正公布)

- 第一條 中華民國ノ人民ニシテ工業上ノ物品又ハ方法ニ對シ最初ニ發明シタルトキハ本條例ニ依リ獎勵ヲ申請スルコトヲ得
- 第二條 本條例ニ依リ獎勵ヲ受ケタル者ハ五年又ハ十年ノ專利權(利益ヲ享有スル、專賣特許)ヲ享有スルコトヲ得
前項專利權ノ區域ハ全國トス
- 第三條 左記事情ノ一アルトキハ獎勵ヲ爲サズ
(一) 同一ノ發明アリテ先ニ獎勵許可セラレタルモノ
(二) 公共秩序又ハ善良ナル風俗若ハ衛生ニ害アルモノ
- 第四條 發明ニシテ專事上秘密ノ必要アルトキハ專利權ヲ給與セズ但シ政府ハ相當ノ報酬ヲ給與スベシ

- 第五條 發明ニ因リ獎勵ヲ受ケタル場合其ノ專利權ノ期間内ニ在リテ原物品又ハ方法ニ對シ更ニ新發明アリタルトキハ獎勵ノ追加ヲ申請スルコトヲ得但シ其ノ期限ハ原專利權ノ期限満了時ヲ以テリトス
- 第六條 他人ノ物品又ハ方法ヲ利用シ其ノ專利權ノ期限内ニ在リテ更ニ發明シタルトキハ獎勵ヲ申請スルコトヲ得但シ新發明者ハ原發明者ニ對シ相當ノ補償金ヲ支給シ又ハ協議シテ合同製造スベシ原發明者ニシテ若シ正當ノ理由ナキトキハ拒絕スルコトヲ得ズ
- 第七條 發明ガ獎勵ヲ受ケタル後原發明者ト他人トガ同一ノ再發明ヲ爲シ之ガ同時ニ申請ヲ爲シタルトキハ僅ニ原發明者ヲ獎勵ス
- 第八條 同一ノ發明ヲ二人以上ガ各別ニ申請シタルトキハ先ニ申請

請シタルモノニ就キ之ヲ獎勵スベシ若シ同時ニ申請シタルト
 キハ申請者ノ協議ニ依リ之ヲ議定ス協議不調ナルトキハ凡テ
 獎勵ヲ爲サズ

第九條 本條例ニ依リ獎勵ヲ申請スル場合其ノ發明ノ一部分ガ其
 ノ他ノ申請ト同ジニカナルトキハ其ノ同ジナル部分ハ先ニ申請
 シタル者ニ就キ之ヲ獎勵スベシ

第十條 公司ノ名義又ハ二人以上ガ署名シテ申請スルトキハ發明
 者ノ姓名ヲ明記シ且申請權アル證明文書ヲ添付スベシ

第十一條 獎勵ノ申請權又ハ專利權ハ凡テ國民又ハ相續スルコトヲ
 得

第十二條 發明ガ經營上ノ經驗ニ因リ多數人ノ共助行爲ヨリ成リ
 ルトキハ其ノ專利權ハ雇用人(雇主)ニ屬スベシ
 他人ノ委託又ハ雇用人ノ費用ヲ以テ發明シタルトキハ其ノ本

利權ハ雙方ノ共有ト爲スベシ

第十三條 專利權ガ共有ナル場合各共有人ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ
 其ノ專利權ヲ行使スルコトヲ得ズ但シ契約ノ締結アルトキハ
 其ノ契約ニ從フ

第十四條 獎勵ノ申請ハ工商部ニ對シ之ヲ爲スベシ審査ヲ經テ確定
 シタル後ハ證書ヲ交付ス其ノ專利權ノ期限ハ證書交付ノ日ヨ
 リ起算ス

第十五條 申請ト付キ審査ノ上拒絶ヲ受ケタルモノ不服ナルトキハ決
 定書ノ送達後三十日以内ニ再審査ヲ申請スルコトヲ得

第十六條 申請ニ付キ審査ヲ經テ獎勵スベキモノト認メタルトキハ
 直ニ之ヲ公告スベシ但シ利害關係者ハ公告ノ日ヨリ六月以内
 ニ異議ヲ提起スルコトヲ得

前項ノ公告期間中異議ノ提起ナキトキハ審査ノ確定ト爲ス

第十七條 專利權ニシテ左記事情ノ一アルトキハ之ヲ取消スルコト

ヲ要シ且其ノ證書ヲ返納セシムベシ

(一) 本條例第一條第三條ノ規定ニ違反シタル者

(二) 獎勵ヲ得タル後滿二年ヲ経過シタルモ未ダ製造ヲ實行

セズ且未ダ工商部ノ許可ヲ受ケタル者

(三) 專利權ノ範圍内ニ於テノシテ二年以上ヲ休業シ且未ダ

工商部ノ許可ヲ受ケタル者

(四) 許狀ノ方法ヲ以テ許可ヲ申請シタル者

第十八條 專利權ノ期限滿了シ又ハ前條ノ規定ニ依リ之ヲ取消シタ

ルトキハ工商部ヘ之ヲ公告スベシ

第十九條 專利權取消セラレタルモ其ノ獎勵ノ追加未ダ取附キラレ

ザルトキハ獨立ノ專利權ト看做シ別ニ證書ヲ交付ス勿ク專

利權ノ期限滿了時ヲ以テ終リトス

第二十條 專利權期限滿了シタルトキハ工商部ニ申請シテ之ヲ延期

スルコトヲ得且證書ヲ新ニ給與ス但シ一回ヲ以テ限ト爲シ且

原專利權ノ期限ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十一條 專利權ヲ讓與又ハ拍賣スルトキハ工商部ニ證書ノ取替ヲ

申請スベシ

第二十二條 發明品ヲ偽造シテ他人ノ專利權ヲ侵害シタル者ハ三年

以下ノ有期徒刑ニ處シ或ニ五千元以下ノ罰金ニ科スルコトヲ

得

第二十三條 發明品ヲ模造シ又ハ其ノ方法ヲ竊取使用シテ他人ノ專利

權ヲ損害シタルトキハ二年以下ノ有期徒刑ト處シ或ニ三千元

以下ノ罰金ニ科スルコトヲ得

第二十四條 明カニ偽造又ハ模造ノ發明品ト知リテ之ヲ販賣又ハ販賣

ヲ意圖シテ之ヲ陳列シタルトキハ六月以下ノ有期徒刑拘得又

ハ一千元以下ノ罰金ニ處ス
 第二十五條 前三條ノ罪ハ被害者カ告訴スベキモノト看做ス
 第二十六條 專利權ノ證書費ハ一百元ヲ超ユルコトヲ得ズ延期ノ申請
 ニ對シ證書ヲ新ニ交付シタルトキハ三百元ヲ超ユルコトヲ得
 ス凡テ年ニ分ケテ納付スルコトヲ得
 第二十七條 前項ヲ除クノ外別ニ其ノ他ノ費用ヲ徵收スルコトヲ得ズ
 第二十八條 本條例施行規則ハ工商部ヨリ之ヲ定ム
 本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十一條 本條例ノ施行細則ハ工商部ヨリ之ヲ定ム
 第二十二條 本條例ノ施行細則ハ工商部ヨリ之ヲ定ム
 第二十三條 本條例ノ施行細則ハ工商部ヨリ之ヲ定ム
 第二十四條 本條例ノ施行細則ハ工商部ヨリ之ヲ定ム

華中調査速報第一五一號
 昭和十六年四月

國民政府公報抄(邦譯)
 民國三十年三月五日 第一四四號

興亞院華中連絡部

發送先

本院

華北連絡部次長

蒙疆、厦門各連絡部長官

青島出張所長

漢口、廣東、南京、各派遣員事務所長

在上海、南京、漢口、各日本總領事

杭州、九江、蘇州、蕪湖、各副領事

陸軍參謀次長

支那派遣員總參謀長

登集園參謀長

特務機關本部長

上海、南京、蘇州、杭州、南通、蚌埠、安慶、無錫、特務機關長

支那派遣員總司令部報道部長

漢口陸軍特務部長

九〇部

二部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

中支那派遣員兵隊司令官

上海憲兵隊長

支那方面監隊參謀長

海軍上海監隊司令官

上海駐在主任科首席武官

漢口海軍特務部長

支那方面監隊報道部長

上海方面海軍根據地隊司令官

東京研究所

上海研究所

滿鐵上海事務所

外務省大臣官房文書課

中支那派遣員總司令部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

凡 例

- 一 本報の名稱を華中調査速報とす
- 一 調査速報には國民政府公報及各院、部公報並に江蘇、浙江、安徽、の各省公報及南京、上海兩特別市公報の邦譯を掲載す
- 一 調査速報の内容は法規に關するものは原則として全部之を掲載する方針なるも特に速報する價值僅少なりと認めらるるものは翻譯を省略し又命令以下は重要なるもののみを掲載す
- 一 調査速報は元來華中調査資料として編輯すべきものなるも速急に報告するを適當と認め「速報」とす
- 一 調査速報は華中連絡部政務局の翻譯、編輯に係る

司法行政部法官訓練所法院書記官班
及普通監獄官班學員補試暫行條例

中華民國三十年二月二十八日國民
政府第五十八號指令「准豫備案」

- 第一條 本條例ハ修正考試法第四條ニ依リ之ヲ制定ス
- 第二條 法院書記官班及普通監獄官班ノ學員ハ訓練期間滿了後本條例ニ依リ補試（試験ヲ補フ）ヲ舉行ス
- 第三條 補試ハ訓練期間滿了後ニ之ヲ行フ其ノ補試ノ期日及一切ノ準備計劃スベキ事務ハ司法行政部ヨリ之ヲ處理ス
- 第四條 補試ヲ舉行スルトキハ典試（試験官トナリ試験ノ事ヲ掌ル）委員會ヲ設ケ委員長一人及委員三人乃至五人ヲ置クコトヲ得典試委員長ハ國民政府ヨリ任命シ典試委員ハ考試院ヨリ左記各號ノ人員ニ就キ議定シ國民政府ニ申請シ査定ヲ受ケ之ヲ任命ス

(一) 會テハ簡任法官ニ任ゼラレタルハ現任ノ簡任法官及司法行政人員

- 第五條 (二) 其ノ他法律學識ニ富ミ又ハ經驗アル專門家
- 第六條 補試ヲ舉行スルトキハ考試院ヨリ監察員ニ咨請（咨文ヲ以テ申請スル）シ役員ヲ派遣セシメテ監試（試験ヲ監督スル）セシム
- 第六條 補試ハ筆試（筆記試験）面試（面會シテ試験スル、口頭試験）及訓練成績ノ審査ノ三種ニ分ツ
- 第七條 筆記試験ノ科目ハ典試委員會ヨリ之ヲ定ム但シ平常ノ訓練科目ヲ以テ主要科目ト爲ス
- 第八條 口頭試験ハ受験者ノ訓練期間内ノ經驗ニ就キ之ヲ試験ス
- 第九條 筆、面及訓練成績審査ノ點數ハ凡テ考試法施行細則第六條ニ依リ之ヲ處理ス